

2008年8月22日

カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール

保険金等のお支払い状況に関するお知らせ

カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール（カーディフ損害保険会社：日本における代表 青木 淳）は、お客さまの弊社に対する理解をより一層深めていただくための取り組みとして、保険金等（※）の支払い状況を四半期ごとに開示していくこととしました。

今回は、2007年度の合計および四半期ごとの保険金等のお支払い状況についてご報告申し上げます。

尚、2008年度につきましては、2008年上半期のお支払状況を、2008年10月ごろに開示する予定でございます。

※「保険金等」には保険金以外に診断給付金を含みます。

1. 保険金等のお支払い状況

【2007年度合計】

	請求件数	支払件数	お支払いをお断りした件数
就業不能信用費用保険	406	243	163
傷害保険	34	32	2
失業信用費用保険	396	338	58
合計	836	613	223

【2007年第1四半期(2007年4月～6月)】

	請求件数	支払件数	お支払いをお断りした件数
就業不能信用費用保険	38	29	9
傷害保険	2	2	0
失業信用費用保険	83	69	14
合計	123	100	23

【2007年第2四半期(2007年7月～9月)】

	請求件数	支払件数	お支払いをお断りした件数
就業不能信用費用保険	95	59	36
傷害保険	5	5	0
失業信用費用保険	109	103	6
合計	209	167	42

【2007年第3四半期(2007年10月~12月)】

	請求件数	支払件数	お支払いをお断りした件数
就業不能信用費用保険	153	87	66
傷害保険	17	17	0
失業信用費用保険	102	82	20
合計	272	186	86

【2007年第4四半期(2008年1月~3月)】

	請求件数	支払件数	お支払いをお断りした件数
就業不能信用費用保険	120	68	52
傷害保険	10	8	2
失業信用費用保険	102	84	18
合計	232	160	72

2. お支払いをお断りした事由の内訳

【2007 年度合計】

	就業不能信用費用保険	傷害保険	失業信用費用保険
免責事由該当	13	0	15
詐欺無効	0	0	0
告知義務違反解除	4	0	0
通知義務違反解除	0	0	0
重大事由解除	0	0	0
支払事由非該当※	144	2	37
その他	5	0	6
合計	166	2	58

※就業不能信用費用保険は被保険者様の就業不能期間中（入院中）に債務の返済日が到来した場合に、その債務の返済額を補償させていただく保険ですが、債務の返済日が到来される前に就業不能状態（入院）が解消されたため、お支払いできない事案についても「支払事由非該当」に含まれております。

【2007 年第1四半期(2007 年 4 月～6 月)】

	就業不能信用費用保険	傷害保険	失業信用費用保険
免責事由該当	3	0	3
詐欺無効	0	0	0
告知義務違反解除	1	0	0
通知義務違反解除	0	0	0
重大事由解除	0	0	0
支払事由非該当	7	0	9
その他	1	0	2
合計	12	0	14

【2007 年第 2 四半期(2007 年 7 月～9 月)】

	就業不能信用費用保険	傷害保険	失業信用費用保険
免責事由該当	2	0	2
詐欺無効	0	0	0
告知義務違反解除	0	0	0
通知義務違反解除	0	0	0
重大事由解除	0	0	0
支払事由非該当	30	0	0
その他	4	0	4
合計	36	0	6

【2007年第3四半期(2007年10月~12月)】

	就業不能信用費用保険	傷害保険	失業信用費用保険
免責事由該当	4	0	4
詐欺無効	0	0	0
告知義務違反解除	0	0	0
通知義務違反解除	0	0	0
重大事由解除	0	0	0
支払事由非該当	62	0	16
その他	0	0	0
合計	66	0	20

【2007年第4四半期(2008年1月~3月)】

	就業不能信用費用保険	傷害保険	失業信用費用保険
免責事由該当	4	0	6
詐欺無効	0	0	0
告知義務違反解除	3	0	0
通知義務違反解除	0	0	0
重大事由解除	0	0	0
支払事由非該当	45	2	12
その他	0	0	0
合計	52	2	18

3. お支払いをお断りした具体的事例

【就業不能信用費用保険】

例 1) 免責事由該当

保険金のご請求をいただきましたが、就業不能の原因が、約款の免責事項である「被保険者の精神障害」にあたることが判明したため、免責事由該当と判断し、お支払いをお断りしました。

なお、就業不能の原因となった傷病は「アルツハイマー病」であり、その事実は主治医作成の診断書を取得し、確認を致しました。

例 2) 告知義務違反解除

保険金のご請求をいただきましたが、就業不能の原因となった傷病は、お申込み時点においてご治療中の傷病であることが判明しました。

また、その傷病およびその治療内容はお申込み時にご申告いただくべき内容でしたが、ご申告がなかったため、告知義務違反による解除手続きを行い、同時に保険金のお支払をお断りしました。

なお、ご治療の事実は、当時の主治医への面談および診断書を取得し、確認致しました。

例 3) 支払事由非該当

悪性新生物診断給付金のご請求をいただきましたが、ご請求の原因である悪性新生物が待機期間満了日より前に発症していたことが判明したため、お支払いをお断りしました。

なお、待機期間満了日より前に発症していた事実は、治療経過を確認の上、主治医の見解を取得し、確認を致しました。

また、判断にあたりましては第三者の見解も取得し、客観的な判断を行いました。

【失業信用費用保険】

例 1) 免責事由該当

当保険は解雇や退職勧奨、勤務先の倒産などによる非自発的失業を保障させていただく保険ですが、退職事由が「自己都合退職」と判明したため、免責事由である「自己都合退職」に該当すると判断し、お支払いをお断り致しました。

なお、「自己都合退職」については、ご勤務先からの証明および雇用保険の認定を参考とし、判断致しました。

4. 当社取扱い商品のご説明

【就業不能信用費用保険】

住宅ローン等のローンに付帯し、病気やケガによる就業不能状態に対し月々の返済相当額を保障する保険です。ローンの残高相当額を保障する悪性新生物診断給付金特約、急性心筋梗塞診断給付金特約、脳卒中診断給付金特約、債務繰上返済支援特約他さまざまな特約付帯が可能です。

【傷害保険】

急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対し保険金が支払われる保険です。

【失業信用費用保険】

住宅ローン等のローンに付帯し、倒産や解雇などの非自発的な理由による失業状態に対し月々の返済相当額を保障する保険です。